

山口労安発 0212 第4号
令和2年11月12日

山口県経営者協会 会長 殿

山口労働局職業安定部長

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
の周知について（協力依頼）

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の事業主のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった労働者に対しては、令和2年4月1日の休業から新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下「休業支援金・給付金」という。）の制度が利用できることとなっています。

しかしながら、標記の休業支援金・給付金の申請にあたっては、事業主から休業の事実などを証明していただく必要があることから、一部の労働者、特に日々雇用契約を結び直していたり、シフト制で働く方については、就労日が必ずしも明確ではない等の事情により、事業主の協力が得られずに申請・支給に至らない方もいらっしゃるとの声をいただいています。

こうしたことから、厚生労働省において、休業支援金・給付金の対象となる休業を明確化するため、新たに別添のリーフレットを作成し、幅広く周知を図っているところです。

つきましては、貴会におかれましても上記の状況を御理解いただき、会員事業主の皆様への周知について、御協力を賜りますようよろしくお願ひいたします。

なお、別添のリーフレットを当局ホームページにおいて掲載をしておりますので、必要に応じてご活用ください。

【山口労働局HP掲載場所】

山口労働局HPトップページ > 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についてはこちらをご覧ください > 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給に当たり事業主の皆様のご協力をお願いします/新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる「休業」についてお知らせします